

○経済産業省告示第八十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月七日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第三号及び第四号（ただし書に係る部分に限る。）の規定は、令和五年四月十三日限りの効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第三号及び第四号（ただし書に係る部分に限る。）の規定は、平成三十三年四月十三日限り、その効力を失う。</p>